証券コード　6181
平成28年６月６日

株　主　各　位

東京都品川区大崎１丁目２０番３号
株式会社パートナーエージェント
代表取締役社長　佐　藤　　茂

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第12期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討の上、平成28年６月24日（金曜日）午後６時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月27日（月曜日）午前10時30分
２．場　　所　東京都中央区日本橋二丁目７番１号　東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋　５階　会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第12期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
議案　取締役１名選任の件
４．議決権の行使等についてのご案内
（１）書面による議決権の行使の場合
　同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、平成28年６月24日（金曜日）午後６時30分までに到着するようご返送ください。
（２）インターネットによる議決権行使の場合
　議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載の「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従い、平成28年６月24日（金曜日）午後６時30分までに賛否をご入力ください。なお、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。詳細につきましては、後記「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照ください。

（3）書面及びインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

（4）株主総会参考書類等の記載事項を修正する場合の周知方法

事業報告・計算書類・連結計算書類及び株主総会参考書類等に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.p-a.co.jp/ir/stock/shareholders.html）に掲載させていただきます。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使サイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は㈱ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!ケータイ」はソフトバンク（株）、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

（2）パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（4）インターネットによる議決権行使は、平成28年６月24日（金曜日）の午後６時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

２．インターネットによる議決権行使方法について

（1）議決権行使サイト（ http://www.evote.jp/ ）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

（3）株主総会の招集の都度、新しい「ログインＩＤ」および「仮パスワード」をご通知いたします。

３．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

議決権行使サイトに関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　０１２０－１７３－０２７（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、金融緩和策や各種経済政策の効果により円安・株高の状況となり、企業収益や雇用情勢に改善が見られ、景気動向としては緩やかな回復基調となりました。しかしながら、高齢化や先行きの不安などの要素も相俟って、個人消費が伸び悩むなど、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当業界においては、国が地域少子化対策強化交付金を設けて地方公共団体による婚活支援・少子化対策支援を促進しており、また大手企業による新規参入を受け、業界の認知度向上や、健全な競争による活性化といった効果が生まれております。また、平成27年７月には業界団体として「日本結婚相手紹介サービス協議会（略称：JMIC）」が発足し、当業界における信頼性の向上及び健全化を図り、サービス利用者に対する利用方法の案内等の活動も進められております。さらに、サービスの態様についても、結婚相談所に加えて街コンや婚活パーティー、オンラインマッチングなどの多様化が進み、当業界の市場規模も堅調に拡大しております。

このような状況において当社グループは、経営理念である「世の中に、もっと笑顔を。もっと幸せを。」という想いの下、引き続き高い顧客成果を創出する結婚情報サービス事業者として、当社グループ及び当業界の顧客満足度の向上及び市場からの信頼の向上を通じて自社の成長を実現すべく、事業に取り組んでまいりました。

主要サービスであるパートナーエージェントサービスにおいては、初めてタレントを起用するなど広告宣伝全般が功を奏し、またアカウントエグゼクティブ（ご入会を検討されているお客様に入会の勧奨を行う社員）の努力や出店の効果もあって、入会数は平成27年３月期において7,834名、平成28年３月期において9,085名と前年度対比で15.9%の成長をしております。また、コンシェルジュ（入会された会員様に婚活支援を提供する社員）においても、引き続き蓄積したノウハウをもとに会員の婚活を支援

し、また各種施策の実施並びに基幹システムの活用により、成婚率（注１、２）は平成27年３月期において24.2%、平成28年３月期において27.2%と前年度対比３%の成長をしております。これにより、当連結会計年度において月次（月初）の会員数は平成27年４月に１万人を超え、また累計の成婚退会会員数も平成28年２月に１万人を超えるなど、記念すべき事業年度となりました。

その他、売上に占める割合はまだ小さいものの、婚活パーティ「OTOCON」では年間の累計参加者数が６万人を超え、自治体についても京都府の結婚支援サービスにかかるシステム提供を行い、また三重県の結婚機運醸成プロジェクトに携わるなど14の地方自治体に支援サービスを提供し、他社の当業界への参入支援・コンサルティングを行うなど、着実に成果を上げております。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は3,644百万円（前年度比36.8%増）、営業利益は445百万円（前年度比203.6%増）、経常利益は434百万円（前年度比228.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は285百万円（前年度比260.7%増）となりました。

なお、当社グループの事業は結婚情報サービスの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（注）１．成婚とは、当社のサービスを利用して知り合った会員同士が、結婚を視野に入れ交際を継続していくことをいい、当社が成婚の意向を双方の会員から確認した場合に、当該会員は成婚退会をすることになります。

２．成婚率とは、在籍会員中何名の会員が成婚退会しているか、その割合を示すものです。成婚率は、毎年４月１日から翌年３月末までの期間で締めて、以下の計算式にて算出しております。

（計算式）年間成婚退会会員数÷年間平均在籍会員数

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は201百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ.店舗設備　・・・　90百万円

ロ.社内基幹システム等　・・・　111百万円

③　資金調達の状況

イ.当社グループは、当連結会計年度におきまして、金融機関より200百万円の資金調達を行いました。

ロ.当社は、当事業年度におきまして、以下のとおり公募増資及び第三者割当増資を行い、387百万円の資金調達を行いました。

会社名	区　　分	発行株式数	1株当たり発行価額	調達金額	払　込　期　日
当　社	公　募　増　資	248,000株	1,260円	287百万円	平成27年10月26日
当　社	第三者割当増資	86,400株	1,260円	100百万円	平成27年11月26日

④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 9 期 (平成25年３月期)	第 10 期 (平成26年３月期)	第 11 期 (平成27年３月期)	第 12 期 (当連結会計年度) (平成28年３月期)
売　上　高(百万円)	－	2,164	2,664	3,644
経　常　利　益(百万円)	－	39	132	434
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	－	17	79	285
１株当たり当期純利益　(円)	－	6.12	26.95	92.86
総　資　産(百万円)	－	1,109	1,376	1,954
純　資　産(百万円)	－	36	115	789
１株当たり純資産　(円)	－	2.64	33.35	240.99

(注) １．当社グループは、平成27年４月25日付をもって株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。また、平成27年８月14日付をもって株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。そのため、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。
２．１株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。
３．第10期より連結計算書類を作成しているので第９期の数値は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 9 期 (平成25年３月期)	第 10 期 (平成26年３月期)	第 11 期 (平成27年３月期)	第 12 期 (当事業年度) (平成28年３月期)
売　上　高(百万円)	1,740	2,164	2,663	3,643
経　常　利　益(百万円)	23	38	130	432
当期純利益又は当期純損失（△）(百万円)	△28	17	77	284
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）　(円)	△9.23	5.90	26.36	92.31
総　資　産(百万円)	1,014	1,092	1,370	1,927
純　資　産(百万円)	18	35	113	784
１株当たり純資産　(円)	△4.47	2.28	32.32	239.67

(注) １．当社は、平成27年４月25日付をもって株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。また、平成27年８月14日付をもって株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。そのため、

第９期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。
２．１株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社グループは親会社を有しておらず、該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社シンクパートナーズ	５百万円	100.0%	広告代理事業

⑷ 対処すべき課題

当社は、当社顧客として入会した会員に対する情報提供、お相手の紹介、出会いの機会の提供を行う結婚情報サービス事業並びにこれに関連するサービス提供を行っております。

当社では「一人でも多くの方を１年以内の結婚へ導く。」ことを目標として掲げ、結婚を望む会員に対し結婚という成果をより高い確率でもたらすことを可能とするため、システム上でマッチングした相手を紹介するという従来のサービスだけに止まらず、コーチングスキルを持ったコンシェルジュという「人」が中心となって相手を紹介するというきめ細やかなサービスを今後も提供して参ります。また、将来的に幅広く市場・会員の支持を獲得し、転職などの仕事探しに既にエージェントサービスが利用されているのと同様に、結婚相手探しにも当たり前にエージェントサービスを利用する、そんな時代を創り出したいと考えており、そうした新たな文化・価値観を創造することにより、結婚適齢期の男女の晩婚化・未婚化、それに関連する少子高齢化といった我が国が抱える問題の解決の一助になれればと考えております。

上記を実現するため、当社は今後以下の課題に取り組んでまいります。

① 認知度の向上

当社が行っている結婚情報サービス事業は、提供を開始してからの歴史が浅く、認知度が十分にあるとはいえません。このため結婚を望む適齢期の方々に対し、当社の存在を知っていただき、興味を持っていただくための取

り組みが必要と考えております。また、交通広告、新聞広告等のメディア出稿による当社サービスの紹介に加え、バナー広告、アフィリエイトなどのウェブ上の広告宣伝活動を展開し、併せて婚活に関する各種アンケート調査の結果を分析し、「婚活総合研究所」名で各種メディアへの発表・公開を行うなど、積極的かつ相当規模の広告宣伝活動を実施し、当社のサービスに対する信頼性、有用性を認識していただくことで、ブランドの確立にも努めてまいります。

② 優秀な人材の確保及び育成

当社は、今後の新規出店に伴う事業規模、組織規模の拡大に備えて、継続的に中途採用及び新卒採用を進めていきます。優秀な人材の採用を行うと同時に、社員に対する計画的な研修を実施して知識・経験・ノウハウを共有し、育成をすることで、組織規模の拡大と人材レベルの向上の相乗効果により、さらなる企業としての成長を実現してまいります。社員一人一人が当社の理念や経営方針を理解し、これに共感しながら仕事に取り組み、お客様により高品質なサービスを提供できるように取り組んでまいります。

③ システムのセキュリティ管理体制

当社が運営する事業においては、当社ウェブサイト、会員情報及び課金情報を主に扱う基幹システムのセキュリティ管理体制の構築・維持が重要となります。顧客に安心してサービスを利用していただくため、現在当社では、プライバシーマーク、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム／ISO27001）の認証を受けておりますが、今後も引き続き、個人情報の保護も含め市場が求めるセキュリティレベルを充足しつつ、顧客視点に立ったシステム整備を進められるように継続的に取り組んでまいります。

⑸ **主要な事業内容**（平成28年３月31日現在）

当社は結婚情報サービス事業の単一セグメントでの事業を行っておりますので、以下ではサービスの区分に従って記載します。

サービス区分	サービス内容
パートナーエージェント	入会後、会員の婚活を専任のコンシェルジュがサポートします。従来のデータによるマッチングだけでなく、コンシェルジュという「人」を通してお相手をご紹介することで同業他社との差別化を図り、結果的に、回り道をせず手間や時間をかけずに費用対効果の高いサービスを提供しています。（平成27年度の成婚率実績27.2%） また、登録料、初期費用、月会費、成婚料といった費用の中身を明確にし、利用者にとってわかりやすい料金体系となっています。
アニバーサリークラブ	① 式場、結婚関連アイテムの提供、あっせん 式場、披露宴会場のご紹介、ドレスなどの衣装レンタル、引き出物をはじめとした各種物品販売店舗・事業者をご紹介しております。 ② リング販売 プロポーズの際に使用するプロポーズ用ダイヤの販売や、結婚が具体的に決まった際の結婚指輪の販売を行っております。 ③ 保険見直しサービス 結婚、出産など、ライフステージに合わせた保険の見直しのニーズに対応するために、有資格者による保険の見直しサービスを提供しています。保険代理店としてサービス提供をしており、かつ特定の保険会社の代理店ではないため、よりお客様のニーズに合った保険の提案を行えます。 ④ 会員向け特典の提供 提携先との協力関係により、婚活またはそれ以外でも利用できる割引サービスの提供等を行うことで、婚活を間接的に支援し、また当社の会員であることにメリットを感じていただき、満足度の向上を図っております。
OTOCON（非会員向けイベント）	非会員向けのイベント事業です。イベントを通じて当社に興味をもっていただき、入会していただくことも多く、入会の１つのチャネルになっており、パートナーエージェントサービスとのシナジー効果を生み出しております。 会員向けイベント事業と同様に、イベント専門のスタッフが自社店舗内のイベントスペースでイベントを企画、運営するため、社内設備の有効活用ができております。
Yahoo!婚活コンシェルプラン	ヤフー株式会社（Yahoo! JAPAN）が運営する婚活ポータルサイト「Yahoo!婚活コンシェル」内で、当社が提供する結婚情報サービスです。 利用者への告知・集客をインターネット上で行うことで店舗の運営にかかる費用を削減し、サポートにかかる費用のみでサービス提供することで、一般的な結婚情報サービスと比較すると、低料金で利用が可能です。

⑹ **主要な営業所**（平成28年３月31日現在）

本　　社	東京都品川区
店　　舗	札幌店：北海道札幌市中央区 銀座店：東京都千代田区 丸の内店：東京都千代田区 銀座数寄屋橋店：東京都中央区 新宿店：東京都新宿区 西新宿店：東京都新宿区 池袋店：東京都豊島区 上野店：東京都台東区 町田店：東京都町田市 千葉店：千葉県千葉市中央区 船橋店：千葉県船橋市 横浜店：神奈川県横浜市西区 大宮店：埼玉県さいたま市大宮区 名古屋店：愛知県名古屋市中村区 名駅桜通北店：愛知県名古屋市中村区 岡崎店：愛知県岡崎市 静岡店：静岡県静岡市葵区 浜松店：静岡県浜松市中区 神戸店：兵庫県神戸市中央区 京都店：京都府京都市下京区 大阪店：大阪府大阪市北区 なんば店：大阪府大阪市中央区 福岡店：福岡県福岡市中央区 北九州店：福岡県北九州市小倉北区

⑺ **従業員の状況**（平成28年３月31日現在）

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
ＡＥ統括部	64（1）名	０名増（２名減）
ＣＣ統括部	163（－）	16名増（－名増）
事業開発部	19 (40)	19名増 (40名増)
業務推進部	42 (50)	42名増 (50名増)
マーケティング部	7（－）	２名増（４名減）
管理部	23（－）	３名増（－名増）
内部監査室	1（－）	－名増（－名増）
合計	319 (91)	36名増（６名増）

（注）１．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2．事業開発部、業務推進部共に当事業年度に創設された部門であるため期末人員数と同数を増減数に反映させております。そのため、表中の増減人数と合計の増減人数は一致しておりません。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	315百万円
株式会社三井住友銀行	83百万円
株式会社商工組合中央金庫	59百万円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．株式の状況（平成28年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 11,760,000株

⑵ **発行済株式の総数** 3,274,400株

⑶ **株主数** 1,193名

⑷ **大株主**

株主名	持株数	持株比率
佐藤　茂	1,400,000株	42.75%
パートナーエージェント従業員持株会	391,600株	11.95%
三菱ＵＦＪキャピタル２号投資事業有限責任組合	260,300株	7.94%
紀伊　保宏	192,000株	5.86%
伊東　祐輔	172,000株	5.25%
小林　正樹	160,000株	4.88%
日本証券金融株式会社	83,600株	2.55%
株式会社ＳＢＩ証券	53,400株	1.63%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	47,700株	1.45%
株式会社ＳＲＩ	36,000株	1.09%

（注）当社は、自己株式を所有しておりません。

3．新株予約権等の状況

⑴　当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第５回新株予約権
発行決議日		平成26年３月28日
新株予約権の数		28個（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　112,000株 （新株予約権１個につき4,000株）（注）２
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　600,000円 （１株当たり　150円）（注）３、６
権利行使期間		平成28年３月29日から 平成35年６月27日まで
行使の条件		（注）４
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　28個 目的となる株式数　112,000株 保有者数　２名
	社外取締役	新株予約権の数　-個 目的となる株式数　-株 保有者数　-名
	監査役	新株予約権の数　-個 目的となる株式数　-株 保有者数　-名

（注）１．平成28年５月末日現在、15個に減少しています。これは平成28年３月31日付で取締役伊東祐輔が辞任したことにより当社がその新株予約権を無償取得し、平成28年５月17日付で全部を消却したことによるものです。

２．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、１円未満の端数は切り上げます。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げます。

$$調整後行使価額＝\frac{既発行株式数\times調整前行使価額＋新規発行株式数\times１株当たり払込金額}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとします。

4．新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

①新株予約権者は、当社が東京証券取引所に当社株式を上場したことを条件として、新株予約権を行使することができる。

②新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権の相続は認められない。

④当社と競業関係にある会社の役員、従業員、代理人、嘱託、顧問、相談役、代表者コンサルタントその他これらに類するものに就任した場合には、新株予約権を行使することができない。

⑤新株予約権者が、禁固以上の刑に処せられた場合は、新株予約権を行使することができない。

⑥新株予約権者は、権利行使時において、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けている場合は、新株予約権を行使することができない。

⑦新株予約権者は、破産手続き開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合は、新株予約権を行使することができない。

⑧新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使はできない。

⑨その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当て契約の定めるところによる。

5．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（あわせて以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約

権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により定めた条件に基づきそれぞれ交付し、この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を交付するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

６．当社は、平成27年４月25日付をもって普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。また、平成27年８月14日付をもって普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の払込金額」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を調整しております。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として従業員に対し交付した新株予約権の状況

		第６回新株予約権
発行決議日		平成27年５月14日
新株予約権の数		1,043個（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　417,200株 （新株予約権１個につき　400株）（注）２
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　80,000円 （１株当たり　200円）（注）３、６
権利行使期間		平成29年５月15日から 平成36年６月30日まで
行使の条件		（注）４
従業員等への交付状況	当社従業員	新株予約権の数　1,043個 目的となる株式数　417,200株 交付者数　261名
	子会社の役員及び従業員	新株予約権の数　-個 目的となる株式数　-株 交付者数　-名

（注）１．平成28年５月末日現在、948個に減少しています。これは当該新株予約権を有する従業員が退職したことにより当社がその新株予約権を無償取得し、全部を消却したことによるものです。

2．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、１円未満の端数は切り上げます。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げます。

$$調整後行使価額＝\frac{既発行株式数\times調整前行使価額＋新規発行株式数\times１株当たり払込金額}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとします。

4．新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

①新株予約権者は、当社が東京証券取引所に当社株式を上場したことを条件として、新株予約権を行使することができる。

②新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権の相続は認められない。

④当社と競業関係にある会社の役員、従業員、代理人、嘱託、顧問、相談役、代表者コンサルタントその他これらに類するものに就任した場合には、新株予約権を行使することができない。

⑤新株予約権者が、禁固以上の刑に処せられた場合は、新株予約権を行使することができない。

⑥新株予約権者は、権利行使時において、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けている場合は、新株予約権を行使することができない。

⑦新株予約権者は、破産手続き開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合は、新株予約権を行使することができない。
⑧新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使はできない。
⑨その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当て契約の定めるところによる。

5．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（あわせて以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により定めた条件に基づきそれぞれ交付し、この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を交付するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6．当社は、平成27年４月25日付をもって普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。また、平成27年８月14日付をもって普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の払込金額」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を調整しております。

４．会社役員の状況

⑴　取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐　藤　　茂	
取締役ＣＦＯ	紀伊　保宏	執行役員管理部長
取　締　役	伊東　祐輔	執行役員事業開発部長
取締役ＣＭＯ	藤原　瑛二	執行役員マーケティング部長
取　締　役	小村　富士夫	株式会社Jスタイル代表取締役
常勤監査役	加藤　秀俊	
監　査　役	小林　正樹	株式会社イルカ代表取締役 ソウルドアウト株式会社監査役
監　査　役	藤戸　久寿	芝経営法律事務所パートナー弁護士

（注）１．取締役の小村富士夫は、社外取締役であります。
２．監査役の加藤秀俊及び藤戸久寿は、社外監査役であります。
３．取締役の佐藤茂、紀伊保宏及び小村富士夫の任期は、平成27年６月26日開催の定時株主総会の終結時から、平成29年３月期に係る定時株主総会の終結時までであります。
４．取締役の藤原瑛二の任期は、平成27年７月１日から、平成29年３月期に係る定時株主総会の終結時までであります。
５．監査役の加藤秀俊、小林正樹及び藤戸久寿の任期は、平成27年６月26日開催の定時株主総会の終結時から、平成31年３月期に係る定時株主総会の終結時までであります。
６．取締役の伊東祐輔は、一身上の都合により平成28年３月31日付をもって辞任しております。
７．当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化及び権限委譲による意思決定の迅速化と経営効率向上を目的として、執行役員制度を導入しております。平成28年４月１日現在において執行役員は７名で、事業企画推進部長紀伊保宏、マーケティング部長藤原瑛二、社長室長角田潤彌、AE統括部長津村奈美、CC統括部長丸尾千扇、管理部長橋本拓二、情報システム部長カインミンスウイで構成されております。なお紀伊保宏、藤原瑛二は当社取締役であり、執行役員を兼務しております。

8．平成28年４月１日付で取締役紀伊保宏の役職を取締役CFO兼執行役員管理部長から取締役CFO兼執行役員事業企画推進部長に変更しております。
9．平成28年４月１日付で、社外監査役藤戸久寿は陽来経営法律事務所を開設しております。
10．当社は、取締役小村富士夫及び常勤監査役加藤秀俊、監査役藤戸久寿を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

⑵ 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	5名 (1)	67百万円 (3)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2)	12 (9)
合計 （うち社外役員）	8 (3)	80 (13)

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成27年６月27日開催の第11期定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。また別枠で、平成25年６月27日開催の第９回定時株主総会において、ストック・オプションの付与について決議いただいております。
２．監査役の報酬限度額は、平成21年６月23日開催の第５回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金
当事業年度において役員退職慰労金は支給しておりません。

③ 社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額
当事業年度において、社外役員は親会社又は子会社等から報酬等を受けておりません。

⑶ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
・取締役小村富士夫は、株式会社Jスタイルの代表取締役であります。当該兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
・監査役加藤秀俊は、当社の完全子会社である株式会社シンクパートナーズの監査役を兼任しております。

・監査役藤戸久寿は、芝経営法律事務所のパートナー弁護士であります（平成28年３月31日現在）。当該兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　小村　富士夫	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として適宜発言を行っております。
監査役　加藤　秀俊	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。金融、会計、経営に関する幅広い見識に基づき、取締役会では適宜質問、提言、助言を述べ、常勤監査役として適切かつ適正な監査を実行しております。
監査役　藤戸　久寿	当事業年度に開催された取締役会21回中20回に出席するとともに、監査役会14回の全てに出席いたしました。法律の専門家としての豊かな経験、高い見識と、コンプライアンス違反や反社会勢力対応に関連する事案等の豊富な経験に基づき、取締役会では適宜質問、提言、助言を述べ、監査役として適切かつ適正な監査を実行しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と下記の社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役小村富士夫及び監査役加藤秀俊、監査役藤戸久寿ともに、会社法第425条第１項に定める額としております。

5．会計監査人の状況

⑴ **会計監査人の名称**　太陽有限責任監査法人

⑵ **報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,350千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,250千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認した上で、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑶ **非監査業務の内容**

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

⑷ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会の協議の上、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ **責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

6．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。（平成26年12月12日制定）

⑴ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役は、企業倫理規程に基づいて、高い倫理感と良心をもって職務遂行にあたり、法令、定款及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。

②コンプライアンス体制の構築・維持については、代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役の職務の執行に関する状況把握、監視、対応を定期的に行い、代表取締役社長に報告するものとします。なお、法令遵守に関する社内教育・研修は総務課と連携して行うものとし、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、取締役に対し、コンプライアンスに関する研修を行うことによりコンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンス意識を醸成するものとします。

③内部通報規程に基づき、法令違反、社内諸規程上疑義のある行為等についてその情報を直接提供することができる内部通報窓口を設置し、社内周知の上、運用するものとします。また、通報内容については、速やかに調査を行い、コンプライアンス是正のための措置を講じるものとします。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理をするものとします。なお、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものします。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理規程に基づき、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスクに対して組織的かつ適切な対策を講じるため、リスク管理とコンプライアンスを一体で推進するリスク・コンプライアンス委員会を設置します。リスクの回避及び軽減等に

必要な対策を講じるとともに、講じた対策が有効であるか定期的に評価するものとします。なお、緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長を最高責任者とする体制をとり、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定するものとします。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会は、全社的に共有する事業計画を定め、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとし、その達成に向けて月次で予算管理を行い、主要な指標については、進捗管理を行うものとします。

②定時取締役会については月１回開催し、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行うものとします。

⑸ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①従業員は、企業倫理規程に基づいて、高い倫理感と良心をもって職務遂行にあたり、法令、定款及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。

②コンプライアンス体制の構築・維持については、代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、従業員の職務の執行に関する状況把握、監視、対応を定期的に行い、代表取締役社長に報告するものとします。なお、法令遵守に関する社内教育・研修は総務課と連携して行うものとし、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、従業員に対し、コンプライアンスに関する研修を行うことによりコンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンス意識を醸成するものとします。

③内部通報規程に基づき、法令違反、社内諸規程上疑義のある行為等についてその情報を直接提供することができる内部通報窓口を設置し、社内周知の上、運用するものとします。また、通報内容については、速やかに調査を行い、コンプライアンス是正のための措置を講じるものとします。

⑹ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の業務管理のため、関係会社管理規程を制定するとともに統括的に管理を行う取締役を任命し、職務の執行にかかわる重要な事項の報告を義務付ける等、厳正な指導、監督を行うものとします。

②子会社から毎月の業況を当社取締役会に報告させ、計画の進捗管理を行うものとします。

③子会社の損失のリスク等については、リスク管理規程に基づき、リスク管理を行うものとします。

④監査役並びに内部監査室は、子会社等の重要な業務運営について、法令及び定款に適合しているか、監査を実施し、その結果を報告するものとします。

⑺ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員の設置が必要な場合、監査役はそれを指定できるものとします。

⑻ 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に係る指揮命令を受けた特定の従業員は、所属長の指揮命令を受けないものとします。また、当該従業員の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査役の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとします。

⑼ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

①監査役は、取締役会及びその他重要会議に出席し、必要に応じて意見を表明するものとします。

②取締役及び従業員は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったとき等は、監査役会もしくは総務課に報告するものとします。

③監査役は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとします。

⑽　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①取締役会は、監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、いつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができるとともに、監査役の社内の重要な会議への出席を拒まないものとします。

②また、監査役は、内部監査担当者と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて会計監査人、顧問弁護士と意見交換等を実施できるものとします。

当社における上記業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりです。

①月に一回取締役会を開催し、各部門から業績に関する報告が行われるとともに、子会社の状況についても適宜報告が行われております。また、経営会議については週１回開催し、日常の業務執行の確認や協議を行っており、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。

②各監査役は取締役会に参加し、適宜意見を述べております。

③四半期に１回、取締役、監査役並びに執行役員が出席してリスク・コンプライアンス委員会を開催し、社内におけるリスクの洗い出しやその対応方針の決定、コンプライアンスに関する状況報告と必要に応じた対策の立案や実施をしております。

④監査役、会計監査人及び内部監査室は定期的なミーティングを開催し、情報の交換を行っております。

⑤内部監査室は内部統制システムの運用についての重要な不備がないかモニタリングを継続的に行っております。

⑥内部監査室及び管理部が中心となり、当社の各部門に対してコンプライアンス研修を実施するなど、コンプライアンスに対する意識付けを行っております。

7．会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を志向し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。現時点では特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,306,649**	**流動負債**	**854,781**
現金及び預金	516,969	買掛金	1,871
売掛金	682,918	短期借入金	200,000
商品	287	1年内償還予定の社債	16,000
仕掛品	6,801	1年内返済予定の長期借入金	148,468
貯蔵品	2,308	未払金	233,656
前払費用	66,438	未払消費税等	67,939
繰延税金資産	29,382	未払法人税等	147,161
その他	2,876	返金引当金	4,149
貸倒引当金	△1,332	その他	35,534
固定資産	**647,816**	**固定負債**	**311,015**
有形固定資産	**259,612**	社債	16,000
建物	265,237	長期借入金	198,467
減価償却累計額	△80,069	繰延税金負債	14,079
建物(純額)	185,167	資産除去債務	82,468
工具、器具及び備品	169,664	**負債合計**	**1,165,797**
減価償却累計額	△95,369	**(純資産の部)**	
工具、器具及び備品(純額)	74,294	**株主資本**	**789,112**
建設仮勘定	150	**資本金**	**235,218**
無形固定資産	**157,483**	**資本剰余金**	**202,218**
ソフトウエア	103,238	**利益剰余金**	**351,675**
ソフトウエア仮勘定	54,244	**純資産合計**	**789,112**
投資その他の資産	**230,720**		
敷金	229,549		
その他	1,171		
繰延資産	**442**		
社債発行費	442		
資産合計	**1,954,909**	**負債純資産合計**	**1,954,909**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**3,644,025**
売上原価		**1,357,001**
売上総利益		**2,287,023**
販売費及び一般管理費		**1,841,471**
営業利益		**445,552**
営業外収益		
受取利息	78	
助成金収入	192	
書籍販売収入	349	
受取手数料	475	
その他	769	1,864
営業外費用		
支払利息	10,428	
その他	2,134	12,563
経常利益		**434,853**
特別損失		
固定資産除売却損	4,091	
リース解約損	2,396	6,488
税金等調整前当期純利益		**428,365**
法人税、住民税及び事業税	158,214	
法人税等調整額	△15,572	142,641
当期純利益		**285,723**
親会社株主に帰属する当期純利益		**285,723**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	41,400	8,400	65,952	115,752	115,752
当期変動額					
新株の発行	193,818	193,818		387,636	387,636
親会社株主に帰属する当期純利益			285,723	285,723	285,723
当期変動額合計	193,818	193,818	285,723	673,360	673,360
当期末残高	235,218	202,218	351,675	789,112	789,112

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

１．連結の範囲に関する事項
連結子会社の数　１社
連結子会社の名称　株式会社シンクパートナーズ

２．持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

４．会計方針に関する事項
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
たな卸資産
イ　商品及び仕掛品
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
ロ　貯蔵品
最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
イ　有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、建物（建物付属設備は除く。）については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　３年～18年
工具、器具及び備品　２年～15年
ロ　無形固定資産
自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）による定額法としております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ　返金引当金

売上の返金負担に備えるため、過去の返金実績率に基づき、返金引当額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

イ　ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理を適用しております。

ロ　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金

ハ　ヘッジ方針

将来の金利市場における変動リスクを回避する目的で実施しております。経営の安定化に寄与すると判断し取り組んでおり、投機的な取引は行わない方針です。

ニ　ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ　繰延資産の処理方法

社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

ロ　消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

（会計方針の変更に関する注記）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来に渡って適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

（連結貸借対照表に関する注記）

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	330,000千円
借入実行残高	200,000千円
差引額	130,000千円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	645	3,273,755	－	3,274,400
Ａ種優先株式	90	89,910	90,000	－
合計	735	3,363,665	90,000	3,274,400
自己株式				
普通株式	－	－	－	－
合計	－	－	－	－

（注）１．当社は、平成27年４月25日付をもって株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。また、平成27年８月14日付をもって株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。

２．普通株式の発行済株式数の増加3,273,755株は、株式分割による増加2,849,355株、公募増資による増加248,000株、第三者割当による新株発行による増加86,400株及びＡ種優先株式の普通株への転換による増加90,000株であります。

３．Ａ種優先株式の発行済株式数の増加89,910株は、株式分割によるものであります。

４．Ａ種優先株式の発行済株式数の減少90,000株は、普通株式への転換による減少であります。

2．新株予約権、自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金及び設備投資資金について必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。また、一時的な余剰資金の運用については安全性の高い金融資産で運用しております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記４．会計方針に関する事項（４）重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

売掛金及び敷金は、取引先の信用リスクに晒されております。

未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後４年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、経理財務課が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②　市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金及び社債に係る金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

③　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該時価が異なることもあります。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	516,969	516,969	－
(2) 売掛金	682,918	682,918	－
貸倒引当金（※１）	△1,332	△1,332	－
	681,585	681,585	－
(3) 敷金	229,549	228,238	△1,310
資産計	1,428,104	1,426,793	△1,310
(4) 短期借入金	200,000	200,000	－
(5) 未払金	233,656	233,656	－
(6) 未払法人税等	147,161	147,161	－
(7) 社債（※２）	32,000	32,172	172
(8) 長期借入金（※２）	346,935	347,735	800
負債計	959,753	960,727	973
デリバティブ取引	－	－	－

※１.売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

※２.社債には1年内償還予定の社債を、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金をそれぞれ含んでおります。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

これらの時価の算定については、将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割引いた現在価値によっております。

負　債

(4) 短期借入金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

元利金の合計額を、新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元金利の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

２．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	516,969	－	－	－
売掛金	682,918	－	－	－
合計	1,199,887	－	－	－

3．社債及び借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	－	－	－	－	－
社債	16,000	16,000	－	－	－	－
長期借入金	148,468	122,634	67,758	8,075	－	－
合計	364,468	138,634	67,758	8,075	－	－

（1株当たり情報に関する注記）

1株当たり純資産額　　240.99円

1株当たり当期純利益　　92.86円

（注）当社は、平成27年4月25日付をもって株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。また、平成27年8月14日付をもって株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

（重要な後発事象に関する注記）

当社は平成28年５月11日開催の取締役会において、従業員の福利厚生の増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「従業員持株会処分型株式給付信託制度」（以下「本制度」という。）の導入を決議いたしました。本制度導入の目的及び本制度の概要等につきましては以下のとおりです。

①本制度の目的

本制度は、従業員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生の充実を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的としています。

本制度は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向けの報酬制度のＥＳＯＰ（Employee Stock Ownership Plan）及び平成20年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向けの福利厚生制度です。

②本制度の概要

当社が「パートナーエージェント従業員持株会」（以下、「当社持株会」という。）に加入する当社グループ従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託（以下、「本信託」という。）を設定し、本信託は今後約５年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を立会外取引により又は株式市場より一括して取得します。その後、本信託は、当社株式を毎月一定日に時価にて当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の負担はありません。

＜本制度の概要＞
信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的：従業員に対するインセンティブ・プランの導入
委託者：当社
受託者：みずほ信託銀行株式会社
受益者：当社持株会に加入する当社グループ従業員のうち一定の要件を充足する者
信託管理人：当社総務課長
本信託契約の締結日：平成28年５月23日
信託の期間：平成28年５月23日から平成33年６月10日（予定）
取得株式の種類：当社普通株式
取得株式の総額：上限285,660,000円
株式の取得時期：平成28年５月23日から平成28年６月30日（予定）
株式の取得方法：立会外取引により取得又は株式市場より取得

貸 借 対 照 表

(平成28年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,274,566**	**流動負債**	**832,051**
現金及び預金	484,903	買掛金	1,871
売掛金	682,918	短期借入金	200,000
商品	287	1年内償還予定の社債	16,000
仕掛品	6,801	1年内返済予定の長期借入金	148,468
貯蔵品	2,308	未払金	211,192
前払費用	66,438	未払費用	27,575
繰延税金資産	29,365	前受金	1,426
その他	2,876	預り金	6,533
貸倒引当金	△1,332	未払消費税等	67,939
固定資産	**652,816**	未払法人税等	146,895
有形固定資産	**259,612**	返金引当金	4,149
建物	265,237	**固定負債**	**311,015**
減価償却累計額	△80,069	社債	16,000
建物(純額)	185,167	長期借入金	198,467
工具、器具及び備品	169,664	繰延税金負債	14,079
減価償却累計額	△95,369	資産除去債務	82,468
工具、器具及び備品(純額)	74,294	**負債合計**	**1,143,066**
建設仮勘定	150	**(純資産の部)**	
無形固定資産	**157,483**	**株主資本**	**784,759**
ソフトウエア	103,238	**資本金**	**235,218**
ソフトウエア仮勘定	54,244	**資本剰余金**	**202,218**
投資その他の資産	**235,720**	資本準備金	193,818
敷金	229,549	その他資本剰余金	8,400
関係会社株式	5,000	**利益剰余金**	**347,323**
長期前払費用	1,171	その他利益剰余金	347,323
繰延資産	**442**	特別償却準備金	936
社債発行費	442	繰越利益剰余金	346,387
		純資産合計	**784,759**
資産合計	**1,927,826**	**負債純資産合計**	**1,927,826**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成27年４月 1日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**3,643,865**
売上原価		**1,357,001**
売上総利益		**2,286,863**
販売費及び一般管理費		**1,843,885**
営業利益		**442,978**
営業外収益		
受取利息	75	
業務受託収入	583	
助成金収入	192	
書籍販売収入	349	
受取手数料	475	
その他	503	2,178
営業外費用		
支払利息	10,232	
社債利息	195	
社債発行費償却	241	
その他	1,893	12,563
経常利益		**432,593**
特別損失		
固定資産除売却損	4,091	
リース解約損	2,396	6,488
税引前当期純利益		**426,105**
法人税、住民税及び事業税	157,673	
法人税等調整額	△15,598	142,075
当期純利益		**284,030**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金
					特別償却準備金
当期首残高	41,400	－	8,400	8,400	1,750
当期変動額					
新株の発行	193,818	193,818		193,818	
特別償却準備金の取崩					△814
当期純利益					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	193,818	193,818	－	193,818	△814
当期末残高	235,218	193,818	8,400	202,218	936

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	61,542	63,293	113,093	113,093
当期変動額				
新株の発行			387,636	387,636
特別償却準備金の取崩	814	－	－	－
当期純利益	284,030	284,030	284,030	284,030
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	284,844	284,030	671,666	671,666
当期末残高	346,387	347,323	784,759	784,759

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

（1）商品及び仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

（2）貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

3．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物付属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～18年
工具、器具及び備品	2～15年

（2）無形固定資産

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法としております。

4．繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

5．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 返金引当金
売上の返金負担に備えるため、過去の返金実績率に基づき、返金引当額を計上しております。

6．ヘッジ会計の方法
(1) ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理を適用しております。
(2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ取引
ヘッジ対象…借入金
(3) ヘッジ方針
将来の金利市場における変動リスクを回避する目的で実施しております。経営の安定化に寄与すると判断し取り組んでおり、投機的な取引は行わない方針です。
(4) ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

7．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
(1) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

１．当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	330,000千円
借入実行残高	200,000
差引額	130,000

２．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	47,650千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
支払手数料	9,000千円
営業取引以外の取引による取引高	583千円

（税効果会計に関する注記）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払給与	13,756千円
未払法定福利費	1,562
貸倒引当金	411
返金引当金	1,280
未払事業税	10,689
未払事業所税	1,100
その他	564
計	29,365
繰延税金資産（固定）	
減価償却超過額	5,386
資産除去債務	25,449
その他	2
小計	30,838
評価性引当額	△25,449
計	5,388
繰延税金負債（固定）	
特別償却準備金	417
資産除去債務に対応する除去費用	19,050
計	19,468
繰延税金資産の純額	15,285

２．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から平成28年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%、平成30年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

なお、当該変更が当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

関連会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取　引内　容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	株式会社シンクパートナーズ	所有直接100%	役員の兼任	広告宣伝の委託（注） 支払手数料 経営指導料	511,623 9,000 583	未払金	47,650

（注）広告宣伝の委託については、独立第三者取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額　　239.67円

１株当たり当期純利益　　92.31円

（注）当社は、平成27年４月25日付をもって株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。また、平成27年８月14日付をもって株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

（重要な後発事象に関する注記）

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）を参照下さい。

会計監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年５月10日

株式会社パートナーエージェント
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　新井　達哉　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　土居　一彦　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社パートナーエージェントの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パートナーエージェント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年５月10日

株式会社パートナーエージェント
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員業務執行社員　公認会計士　新井　達哉　㊞

指定有限責任社員業務執行社員　公認会計士　土居　一彦　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１項の規定に基づき、株式会社パートナーエージェントの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び子会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月17日

株式会社パートナーエージェント　監査役会

常勤社外監査役　加藤　秀俊 ㊞

監査役　小林　正樹 ㊞

社外監査役　藤戸　久寿 ㊞

以　上

議案　取締役１名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役１名を増員したく、選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
渡瀬（わたせ）　ひろみ （戸籍名） （大塚（おおつか）ひろみ） (昭和39年11月14日)	昭和63年３月　京都大学農学部卒業 昭和63年４月　株式会社リクルート入社 平成５年５月　同社ゼクシィ 創業ファウンダー就任 平成12年４月　同社アントレ マーケティングディレクター就任 平成16年４月　同社プロワーカーナビ ディレクター就任 平成20年４月　同社シゴトの計画　編集長 法政大学キャリアデザイン学部 外部特別講師就任 平成22年４月　株式会社アーレア設立 代表取締役就任 平成23年６月　株式会社ぱど　社外執行役員就任 平成25年４月　株式会社トライアムパートナーズ設立 代表取締役就任 平成26年６月　株式会社ぱど 代表取締役社長就任（現任） 平成28年５月　ブランニュウスタイル株式会社 顧問就任（現任） マックスバリュ西日本株式会社 社外取締役就任（現任）	－株

（注）１．新任の取締役候補者であります。

２．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．渡瀬ひろみ氏は社外取締役候補者であります。

４．渡瀬ひろみ氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営における豊かな経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に対する助言をしていただき、当社の経営基盤の強化を図るためであります。なお、当社と渡瀬ひろみ氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるお

それはないことから、独立役員として選任し、東京証券取引所に届け出る予定であります。

5．当社と渡瀬ひろみ氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を就任時に締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額とする予定です。

以上

株主総会会場ご案内図

会場　　東京都中央区日本橋二丁目７番１号
東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋　５階



交通　　ＪＲ
・東京駅八重洲北口より徒歩約６分
地下鉄
・銀座線、東西線、都営浅草線　日本橋駅Ｂ６出口（駅直結）
・半蔵門線　三越前駅Ｂ６出口より徒歩３分
本総会専用の駐車場は用意がございませんので、ご来場にあたりましては公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。